



9月15日東地申20号「自己申告書と面談に基づいて エルダー雇用先の再提示を求める緊急申し入れ」を行う！！

地本は、8月5日に東地申第13号「60歳以降の働きがいと安定した生活の実現を求める緊急申し入れ」の団体交渉をおこないました。団体交渉では、再雇用先について、面談や自己申告書（5）などから本人希望を把握し、それを基に提示するという会社の考え方が示されました。また、提示までのスケジュールについて「ライフプランいきいきガイド」に記載されている再雇用までの流れに近づけていくことを確認しています。

しかし、団体交渉後も再雇用までの流れから大きく逸脱し、自己申告書（5）や面談に沿わない就労箇所が提示されるという事象が発生しています。具体的には、東京新幹線車両センターを8月末に定年退職した組合員に対し、自己申告書（5）や面談の中で具体的に希望を伝えていましたが、希望とかけ離れた就労箇所が提示されました。何度も指摘しましたが、会社からは頑なに1社しか提示されませんでした。また、8月21日には「再雇用制度（契約）について」という文書が自宅へ送られ、期限までに「エルダー社員雇用契約書」を提出しない場合には、再雇用契約は成立しない旨が通知されました。今回の事象は、東地申第13号の「本人希望を基に提示する」という会社の回答から大きく逸脱し、再雇用までの流れともかけ離れています。また、これまでの会社の対応は到底丁寧とは言えないものです。さらに、現場長との面談の内容が支社人事課に全く伝わっていないことも明らかになりました。このような対応では、安心して将来設計が立てられません。

よって、以下の通り東京支社に対して緊急の申し入れを行いました！

1. 「再雇用申込書」や「エルダー社員雇用契約書」に記載した異議申し立てに対して会社の見解を明らかにし、自己申告書（5）と面談での本人希望に基づいた就労箇所を別途提示すること。

会社は希望に基づいてエルダーの雇用先を再提示するべきだ！